



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年成立し公布された法律のうち、所有者不明土地の解消に向けた民事法制の改正及び中小企業向けの労働災害共済事業の恒久化に関する法改正の概要をご紹介します。

◇所有者不明土地等の解消に向けた民事法制の改正

近時、登記簿の記載上所有者が直ちに判明せず、又は所有者と連絡が取れない土地（所有者不明土地）が社会問題化しています。こうした問題の解消のため、民事基本法制の見直しが行われ、原則として、公布（2021年4月28日）から2年以内の法令で定める日において、次のような諸制度が施行されることとされました。

1. 不動産登記制度の見直し

所有者不明土地は、主として相続登記が適切にされないことにより生じます。そこで、その発生を予防するために、**相続登記・住所変更登記の手続を簡素化・合理化した上で、相続人に相続登記の申請を義務付けることと**されました。

2. 相続土地国庫帰属制度の創設

土地を相続したものの、管理も処分もできずに放置してしまうという事態を回避するために、相続等により土地の所有権を取得した者が、**法務大臣の承認を受けて、その土地の所有権を国庫に帰属させることが出来る制度（相続土地国庫帰属制度）が創設**されました。

こうした制度の活用により、所有者不明土地の発生を予防することが期待されます。

3. 土地利用に関連する民法の規律の見直し

(1) 土地・建物の管理制度の創設

所有者不明土地・建物や、所有者が判明してはいるものの、管理せずにこれを放置しているような土地・建物について、裁判所が**管理人を選任する制度が創設**されました。

(2) 不明共有者がいる場合の台頭

裁判所の関与の下、**残りの共有者の同意のみで共有物の変更・管理を可能にする制度が創設**されました。

(3) 遺産分割長期未了状態への対応

相続開始から10年を経過したときは、画一的に法定相続分に基づいて簡明に遺産分割を行う**仕組みが創設**されました。

(4) 隣地等の利用・管理の円滑化

ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を隣地に設置する権利が認められることになりました。

こうした制度により、所有者不明土地・建物の利用の円滑化が促進されることが期待されます。

*

◆労働災害等に関する共済事業の恒久化

これまで労災保険に加入できなかった中小企業主に関し、共済制度が存在していましたが、共済制度を取り扱う業者について根拠法令がなく、特例措置により暫定的に共済制度が認めらるに過ぎませんでした。本年6月18日に「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」が成立し（2年以内に施行）、行政庁が共済団体を認可することによって恒久的に共済事業を行うことができるようになりました。

1. 認可される共済事業の種類

- ① 中小事業主が行う事業に従事する者等の**労働災害等**に係るに係る共済事業（必須）
- ② 中小事業主が行う事業に従事する者等の**労働災害等以外の災害**に係る共済事業（①に加えて行うことができる）

2. 認可される基準

- ① **一般社団・財団法人**であって一定の欠格事由に該当しないこと
- ② 共済事業を的確に遂行するために必要な**財産的基礎、人的構成**を有すること
- ③ 一定の基準を満たす**労働災害等防止事業**を行うこと
- ④ **他に行う事業**が共済事業に支障を及ぼすおそれがないこと
- ⑤ **共済規程**の記載事項が一定の基準に適合すること
- ⑥ 社員等の関係者や営利事業を営む者等に対し、特別の利益を与えるものでないこと
- ⑦ **役員報酬等**について支給基準を定め、公表していること
- ⑧ その他省令で定める基準を満たすこと
(弁護士友成、門屋)

法務トピックス

◆毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。

— **トラブルの未然防止に発注書面** —

経済産業省中小企業庁及び公正取引委員会では、下請取引の適正化を図るために毎年11月を下請取引適正化推進月間としています。本年9月8日、公正取引委員会は、**最低賃金の引上げ等に伴う不当な「しわ寄せ」防止に向けたアクションプランを公表**しております。これらを参考に、親企業も下請企業も**下請法違反の疑いのある「しわ寄せ」事案が発生していないかこの機会に今一度ご確認を。**